

令和7年度愛媛県県立学校実習助手・寄宿舎指導員採用選考試験志願要項
愛媛県教育委員会

項目一覧

- 1 受験資格
- 2 採用方法
- 3 試験区分、採用予定人数及び職務内容
- 4 試験日時等
- 5 障がい者特別選考
- 6 障がいのある受験者等への配慮
- 7 出願手続
- 8 提出書類等
- 9 受験票及び合格発表
- 10 試験結果の開示請求
- 11 提出先及び問合せ先

1 受験資格

次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 昭和40年4月2日から平成19年4月1日までに出生した者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

2 採用方法

採用は、愛媛県教育委員会教育長の選考による。その選考は、採用選考試験を受験した者のうちから、人物、経歴及び採用選考試験の結果を総合的に判定して行う。

3 試験区分、採用予定人数及び職務内容

試験区分	専門分野	採用予定人数	職務内容
実習助手	普通科担当	3名程度	県立高等学校の普通科において、実験又は実習その他関係業務について、教諭の職務を助ける。
	農業科担当	2名程度	県立高等学校の農業科において、実験又は実習その他関係業務について、教諭の職務を助ける。
	工業科担当	2名程度	県立高等学校の工業科において、実験又は実習その他関係業務について、教諭の職務を助ける。
寄宿舎指導員		5名程度	県立特別支援学校の主に寄宿舎において、児童・生徒又は幼児の日常生活の支援及び生活指導に従事する。

※ 実習助手の試験区分には障がい者特別選考枠（1名程度）を別に設ける。ただし、専門分野は限定しない。

4 試験日時等

(1) 試験年月日、試験日程及び試験場所

試験年月日	試験日程		試験場所
令和7年 1月11日 (土)	9:00 ~ 9:10	受験上の諸注意	愛媛県庁(松山市一番町四丁目4番地2) ※詳細については受験票送信時に通知する。
	9:10 ~ 9:50	適性検査	
	10:05 ~ 11:05	筆記試験	
	11:20 ~ 12:20	作文試験	
	12:20 ~ 13:10	昼食	
	13:10 ~	面接試験	

(2) 試験の方法等

試験・検査種目	試験の内容等
筆記試験 (教養及び専門試験)	○高等学校卒業程度の教養試験 ○専門分野に関する試験 ・普通科：ICTの活用に関する基礎的な知識及び技能に関すること。 ・農業科：農業科に関する基礎的な知識に関すること。 ・工業科：工業科に関する基礎的な知識に関すること。 ・寄宿舎指導員：特別支援教育に関する基礎的な知識に関すること。
作文試験	公務員として必要な見識、思考力、表現力について、作文試験を行います。
面接試験	人物について総合的に評定するため、面接を行います。
適性検査	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

(3) 携行品

- ア 筆記用具（シャープペンシルでよいが、適性検査は0.5mm以上の黒のボールペンとする。）
- イ 受験票

(4) その他

- ア 昼食は各自、必要に応じて持参すること。
- イ 受験者のための駐車場はないので、自家用車の乗り入れは禁止する。**(県庁西駐車場は一般利用客の駐車場のため、絶対に駐車しないこと。)**ただし、身体に障がいのある受験者で、駐車を必要とする場合は駐車場を手配するので、「本申込み」の回答において、受験に際して配慮を「必要とする」を選択し、必要とする配慮について回答欄に記入すること。

5 障がい者特別選考

- (1) 障がいのある者で、次のいずれかに該当するものは、申請により、障がいの程度に応じて試験の方法及び内容について配慮し、又は試験の一部を免除する。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までであること。
 - イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、同法第18条第1項に規定する精神保健指定医若しくは障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第1項に規定する障害者職業センターによる判定書の交付を受けている者
 - ウ 精神保健福祉法第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (2) 障がい者特別選考における採用予定数は、上記**3**の実習助手の試験区分において1名程度とする。ただし、専門分野は限定しない。
- (3) その他
上記(1)に該当する者であっても、障がい者特別選考によることを申請しなくてもよい。

6 障がいのある受験者等への配慮

- (1) 障がいのある受験者については、個別に相談の上、障がいの種類や程度に応じた受験上の配慮を行う。
- (2) 上記(1)の配慮を申請する場合は、「本申込み」の回答において、受験に際して配慮を「必要とする」を選択し、必要とする配慮について回答欄に記入すること。
- (3) 障がいがない場合でも、受験に際して特に配慮を必要とする者は、「本申込み」の回答において、受験に際して配慮を「必要とする」を選択し、必要とする配慮について回答欄に記入すること。

7 出願手続

受験の申込みは、愛媛県ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」(以下「システム」という。)へアクセスし、画面の指示に従って全ての必要事項を入力の上、受付期間中に送信すること。

- 愛媛県ホームページ → 職員採用情報 → 採用情報
→ 令和7年度愛媛県県立学校実習助手・寄宿舍指導員採用選考試験案内
(<https://www.pref.ehime.jp/site/employment/92339.html>)

原則として、郵送や持参による申込みは受け付けないが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、令和6年12月6日(金)までに下記11に問い合わせること。

- (1) 受験申込受付期間
令和6年11月29日(金)午前9時から同年12月13日(金)午後5時15分まで
- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっている。まず、事前登録を行いID番号及びパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行うこと。(ID番号及びパスワードは受験票の印刷等、以後の手続に必要なので、必ず控えておくこと。)
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録したメールアドレス宛に「申込完了のお知らせ」の電子メールを自動送信する。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に下記11に問い合わせること。
- (4) 申込方法等に関する問合せは、執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。))の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)に、下記11まで電話で行うこと。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できない。(受付期間中は、24時間申込みを受け付けるが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みをすること。)

なお、使用する機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負わない。

8 提出書類等

次に掲げる書類を、上記7(1)の受験申込受付期間内に下記11まで郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により送付すること。

なお、令和6年12月13日（金）までの消印のあるものは受け付ける。

ア 最終学校の卒業証明書（卒業見込みの者にあつては、卒業見込証明書）

イ 最終学校の成績証明書

ウ 定形（長形3号）の返信用封筒1枚（住所、氏名及び郵便番号を明記し、110円分の切手を貼ること。）

また、一度提出された書類は返却しない。

9 受験票及び合格発表

- (1) 受付締切後、登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信する。令和6年12月26日（木）までに電子メールが届かない場合には、下記11に問い合わせること。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして日本産業規格A4用紙に印刷すること。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、志願者本人が署名して受験の際に必ず持参すること。（試験時に回収する。）
- (4) 令和7年2月上旬に、選考結果をマイページに通知するとともに、合格者の受験番号を愛媛県のホームページに掲載する予定である。

10 試験結果の開示請求

この試験の結果については、本人が次により郵便等又は口頭による開示請求をすることができる。

- (1) 開示請求をすることができる期間

合格発表の日から1か月間。ただし、口頭による請求をする場合で、合格発表の日から1か月後に該当する日が愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）であるときは、それぞれの合格発表の日から当該休日の直前の平日（休日以外の日をいう。）までとする。

なお、郵便等による請求をする場合は、それぞれの合格発表の日から1か月後に該当する日までの消印があれば期間内に請求があったものとみなす。

- (2) 開示請求の手続

郵便等による請求は、試験等成績開示請求書、受験票又は受験者本人であることが確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証、旅券等）の写し及び返信用封筒（定型、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm、宛先を明記し返信用切手460円（簡易書留相当分）を貼付したもの）を同封し、下記11に記載する提出書類の提出先に送付することにより行うものとする。口頭による請求は、受験票又は受験者本人であることが確認できる顔写真付きの書類を、愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課に執務時間中に持参することにより行うものとする。

※ 試験等成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封すること。

- (3) 開示内容

筆記試験、作文試験及び面接試験の得点並びに総合得点及び総合順位

1 1 提出先及び問合せ先

〒790-8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2
愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課教職員係
(電話(089)912-2952)

【ホームページ】

令和7年度愛媛県県立学校実習助手・寄宿舎指導員採用選考試験総合案内

(<https://www.pref.ehime.jp/site/employment/92339.html>)



(参考)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者